

開示項目索引

銀行法施行規則

第19条の2

1.銀行の概況・組織に関する事項

イ. 経営の組織	32
ロ. 持株数上位10以上の株主	35
ハ. 取締役・監査役の氏名・役職名	33
ニ. 会計参与の氏名・名称	該当なし
ホ. 営業所の名称・所在地	22～25
ヘ. 銀行代理業者に関する事項	該当なし
ト. 外国銀行代理業者の名称等	該当なし

2.銀行の主要な業務の内容

34

3.銀行の主要な業務に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況	8～11
ロ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	36
ハ. 直近2事業年度における業務の状況を示す指標 (主要業務状況の指標)	
(1)業務粗利益・業務粗利益率	42
(2)国内・国際業務部門別の資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支・その他業務収支	42～43
(3)国内・国際業務部門別の資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	42
(4)国内・国際業務部門別の受取利息、支払利息の増減	43
(5)総資産経常利益率・資本経常利益率	42
(6)総資産当期純利益率・資本当期純利益率	42
(預金関係指標)	
(1)国内・国際業務部門別流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	44
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金の残存期間別残高	44
(貸出金等関係指標)	
(1)国内・国際業務部門別手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	44
(2)固定・変動金利別貸出金残存期間別残高	44
(3)担保種類別貸出金残高及び支払承諾見返額	44
(4)使途別貸出金残高	45
(5)業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	45
(6)中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	45
(7)特定海外債権残高の5%以上を占める国別残高	該当なし
(8)国内・国際業務部門別預貸率期末値及び期中平均値	45
(有価証券関係指標)	
(1)商品有価証券の種類別平均残高(特定取引勘定設置行以外)	46
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	46
(3)国内・国際業務部門別有価証券の種類別平均残高	46
(4)国内・国際業務部門別預証率の期末値及び期中平均値	46

4.銀行の業務の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制	30～31
ロ. 法令遵守の体制	28
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13～15
ニ. 指定紛争解決機関	29
(1)手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称	

5.銀行の直近2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	38～39
ロ. 貸出金のうち次の額及び合計額	37
(1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3カ月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	
ハ. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち次の額及び合計額	該当なし
(1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3カ月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	
ニ. 自己資本充実の状況	37, 63～84
ホ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	47～49
(1)有価証券 (2)金銭の信託 (3)第13条の3第1項第5号に掲げる取引	

へ. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	45
ト. 貸出金償却額	45
チ. 法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	38
リ. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき 公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	38
又. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている旨	該当なし
6.報酬等に関する事項	85~87

第19条の3

1.銀行・子会社等の概況に関する事項

イ. 銀行・子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
ロ. 銀行・子会社等に関する事項	50

2.銀行・子会社等の主要な業務に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況	51
ロ. 直近5 連結会計年度における主要業務状況指標	52

3.銀行・子会社等の直近2 連結会計年度における財産の状況に関する事項

イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	54~55
ロ. 貸出金のうち次の額及び合計額	53
(1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3カ月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	
ハ. 自己資本充実の状況	53, 63~84
ニ. 2以上の異なる事業を営んでいる場合、種類ごとの経常収益、経常利益、資産額	62
ホ. 法第20条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	54
へ. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法 第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	54
ト. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている旨	該当なし

4.報酬等に関する事項

85~87

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条 資産査定公表	37, 53
------------------	--------